

郵便入札について

安芸広域市町村圏事務組合

1 郵便入札とは

郵便入札とは、従来の入札参加者が入札会場に足を運んで入札書を提出する方法と異なり、あらかじめ指定された日時までに、郵便により入札書を提出する方法により行う入札をいいます。

2 対象案件

郵便入札の対象となるのは、安芸広域市町村圏事務組合が行う工事及び業務委託等の一般競争入札及び指名競争入札のうち、電子入札により行うものを除き、原則としてすべての入札案件となります。

3 入札書の送付方法等

① 次のアからエの送付方法により入札書を送付ください。

ア 郵便入札の参加者は、入札書を一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送、若しくは直接持参してください。

イ 郵送する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、案件名及び入札者の氏名を記載したうえで、封かんをして、郵送用の外封筒により送付するものとします。（入札条件として積算内訳書の提出が定められている場合は、積算内訳書も内封筒に同封します。）（記載例参照）

ウ 外封筒には、案件名、開札日及び入札者の住所、氏名並びに「入札書類在中」及び「親展」の文字を明記してください。（記載例参照）

エ 1 通の封筒に2枚以上の入札書を入れしないでください。

② 郵送するにあたっては、郵便事情を十分考慮し、提出期限までに到達するよう余裕を持って発送してください。

ただし、地域により郵便事情で郵送に時間を要すると思われる場合は、前記①アの一般書留又は簡易書留ではなく、レターパックによる送付も認めます。

（前記①イからエの条件は満たすこと。）

③ 入札書の日付は、開札日を記載してください。

4 入札書の提出期限

① 入札書の提出期限は、一般競争入札の場合は公告に、指名競争入札の場合は指名通知に、それぞれ記載します。

② 入札書は、提出期限までに安芸広域市町村圏事務組合に到達しなければならないものとし、期限を過ぎて到達した入札書等は、受付しないものとし、

5 開札について

入札書の開札は、一般競争入札の告示又は指名競争入札の指名通知に記載された開札日時において行います。

なお、入札参加者は、希望があれば入札に立ち会うことができます。

6 くじによる落札者決定について

落札となるべき同額の入札者が2人以上あるときは、地方自治法施行令の規定により、くじ引きで落札者を決定します。

なお、くじ引きの対象となる入札者が当該入札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員が、代わりにくじを引くものとし、

7 入札結果について

入札結果は、入札終了後速やかに、口頭又は書面により入札結果を通知するものとします。

8 その他注意事項

① 一度提出した入札書は、引換え・変更・取消しをすることができませんので、郵送する前に十分確認してください。

② 次のいずれかに該当する場合は、入札書は無効となり、入札に参加できません。

ア 入札書提出期限までに、入札書が到達しないとき。